
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 議案第16号「平成27年度下川町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けた、議案第16号 平成27年度下川町一般会計補正予算（第8号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は、第8回目の補正予算で、歳入歳出ともに1億6,789万円を追加し、予算総額55億2,200万円とするもののほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正と地方債の補正です。

今回の補正は、国の補正予算に係る事業の追加並びに緊急を要するもの及び事務事業の確定、見込み等によるものです。

審査に当たり、まず、総務課長などから概要説明を受け、その後、所管課長から詳細説明を受けました。その主な内容と質疑・答弁、そして意見等について報告します。

まず、繰越明許費の設定ですが、議案書47ページの第2表です。

国の補正予算に関連して実施する自治体情報システム強靱性向上事業で、本年度に終了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定めて執行するものです。

次に、債務負担行為ですが、同じく議案書47ページの第3表です。

債務負担行為補正の「平成27年度中に農業者が借入れた農業経営緊急支援資金に対する利子補給」並びに「木材産業等高度化推進資金に関し協同組合ウッディしもかわ及び下川町森林組合に対する利子補給」について追加するものです。

次に、地方債補正ですが、議案書48ページの第4表です。

事業の確定等に伴う限度額の変更及び自治体情報システム強靱性向上事業債を追加するものです。

変更案の「31 新木材加工施設整備事業債」の補正前1,540万円に対して、補正後皆減の理由については、「上川総合振興局と道庁との協議の結果、起債適用の要件を満たさないとことから減額補正となった」とのことです。

さきの第4回定例会において、同様の事案があり、意見を付しているところであるが、事業の起債計画等については、的確な情報収集を基に、確実な計画、裏付けの下での予算措置に留意する必要があります。

次に、歳出ですが、事項別明細書12ページです。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 財産管理費、節13 委託料1,666万円、18 備品購入費2,834万円、合計4,500万円が計上されております。自治体情報システム強靱性向上事

業に係る経費です。

19 負担金、補助及び交付金 436 万円が計上されております。総合行政情報システム導入事業で社会保障・税番号制度システム整備に係る経費です。

次に、13 ページです。

25 積立金で、ふるさとづくり基金積立金として 1 億 2,421 万円のうち、スズキ株式会社から宿泊交流施設建設に対する寄附金 1 億 2,000 万円が計上されております。

項 2 企画費、目 4 地域公共交通費、節 19 負担金、補助及び交付金 205 万円が計上されております。生活サポート地域公共交通事業に係るもので、事業費確定に伴う交付金です。

次に 17 ページです。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 障害者福祉費、節 19 負担金、補助及び交付金で、自立支援給付費負担金の増額経費として 1,328 万円が計上されております。

次に、20 ページです。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生費、節 19 負担金、補助及び交付金で、病院運営事業に対する補助金 4,700 万円が計上されております。

次に、30 ページです。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁河川費、目 1 道路橋梁河川費、節 13 委託料 3,624 万円のうち、町道除排雪等の増額経費として 3,530 万円が計上されております。

歳出補正の全体を通して、工事費等多くの減額を計上しているが、事業執行残額等が生じた場合、その財源によって、きめ細かな行政サービスが可能となることから、早期に予算処置を行う必要があります。

また、商工費ですが、スズキ車購入費補助にみられるように、年度末にも関わらず、申請に随時対処する予算措置ではなく、予算の範囲内で計画性を持った事務事業を行う必要があります。

次に、歳入です。前に戻りまして 9 ページです。

款 16 寄附金、項 1 寄附金、目 2 指定寄附金、節 1 指定寄附金 1 億 1,650 万円が計上されております。スズキ株式会社から宿泊交流施設建設に対する寄附金 1 億 2,000 万円と、その他ふるさと納税の実績等による増減です。

宿泊交流施設建設については、さきの第 5 回臨時会において、建設事業費は 2 億 3,000 万円程度を想定し、「多額の町費負担が予想される事案として、基本的な事項を基に今後の運営などを含め、町民参加による熟議が重要である。今後、内部での連携、熟議を通して、丁寧な取り進め方により町民などの合意形成を図りながら、積極的に重要施策の展開を早期に図っていただきたい。」との意見を付している事案であります。こうした経過を踏まえ、寄付を受けるに至った経緯経過等について説明を求めました。

委員から、「指定用途に使用できない場合はどうなるのか。」との質問に対して、「具体的な話はしていない。」との答弁がありました。

その後の委員会審議において、「建設費は想定をはるかに超える。2 倍以上の額は唐突である。第 5 回臨時会で付した意見が遵守されていない。寄附金が指定用途に使用できない場合の取扱いが明確でない。建設費、備品、周辺整備など多額の財政負担が生じる。」などの意見が出されました。

また、「負担付寄附の可能性があり、指定用途に使用できない場合、明確な考え方と取

扱いを明確化する必要がある。」との意見が出されたのに対して、「この度の寄付は、指定用途に使用できない場合、返還条件が付与されているものではない。指定用途に使用できない場合は町として考えていかなければならない。」との答弁がありました。

以上、当委員会としては、これまでの経過や経緯を踏まえ、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、3月17日、午前9時30分まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、3月17日、午前9時30分まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午前9時40分 散会